

フィリピン国有害産業廃棄物対策計画調査（フェーズ２）

予備調査報告書

2001年6月

国際協力事業団
鉦工業開発調査部

フィリピン国有害産業廃棄物対策計画調査（フェーズ2）
予備調査報告書

目 次

第 部 予備調査の結果

第1章 調査概要

1. 背景	1
2. 調査の目的	1
3. 団員構成	2
4. 派遣期間	2
5. 日程	2

第2章 調査結果

1. 実施細則（I/A）について	3
2. I/A協議における主要論点	5
3. 関係機関との討議	5
4. 今後の予定	10
5. その他	10

第 部 添付資料

1. I/A、M/M	11
2. DENR長官からの書面	19
3. 主要面会者一覧	20
4. 環境天然資源省（DENR）環境局（EMB）の概要	21
（山田専門家作成資料）	
5. EMB Region Office組織図.....	35
6. NRDC組織図	36
7. NRDC業務概要	37

第I部 予備調査の結果

第1章 調査概要

1 背景

(1) フィリピン国では、近年の工業化に伴って産業廃棄物の発生量が増加してきており、産業廃棄物の排出の監視や規制の実施、適切な処理・リサイクル体制の実現を含む、産業廃棄物の管理体制確立が急務となっている。フィリピン政府は共和国法6969の実施や、新規事業に対する環境影響評価とその結果によるECC (Environment Compliance Certificate) の賦与等を通じ、産業廃棄物の管理体制の確立に取り組んでいる。

しかし、行政機関による法規執行能力が不足し、また産業廃棄物の処理・リサイクルを担う事業者の育成の施策が十分に取られていない等の問題があり、体制づくりは十分進んでいない。産業廃棄物のうち、特に廃油、廃酸・アルカリ、重金属を含むスラッジ等の有害産業廃棄物については適切に処理できる業者がほぼ存在していないため、多数の企業で工場内に保管されているのが現状であり、早急な対策が必要である。

今後、適切な管理体制が確立されなければ、深刻な環境問題の発生のみならず、近年の輸出企業はISO14001の取得が重要となってきたことから、産業廃棄物の処理処分について十分整備されていないフィリピンへの海外からの投資が敬遠される可能性があり、同国の健全な発展を阻害しかねない。

(2) かかる状況の下、平成12年2月にフィリピン政府は、産業廃棄物による環境破壊や国民の健康被害を防ぎつつ、今後の健全な工業発展を実現するため、有害産業廃棄物対策のM/P作成、有害産業廃棄物の処理事業のF/S調査について、わが国へ協力を要請した。

JICAは、平成12年1月から3月にかけてプロジェクト形成調査を実施し、開発調査の実施意義を確認するとともに、フィリピン側と協議を行い、調査概要について合意を得た。さらに、平成12年5月に予備調査を実施し、フィリピン側と実施細則 (I/A: Implementing Arrangement) を署名、交換した。

(3) 「フィリピン国有害産業廃棄物対策計画調査」は、有害産業廃棄物対策のM/P作成を行う「フェーズ1」と有害産業廃棄物の処理事業のF/S調査を行う「フェーズ2」とにフェーズ分けしている。フェーズ1については、平成12年8月から開始し、平成13年6月にはファイナルレポートを提出する予定である。

(4) フェーズ2については、フェーズ1の結果をもとにフィリピン側が有害産業廃棄物の処理事業の事業主体を確保し、資金ソースの確保の方法を明確にできれば実施することとしていたが、フェーズ1の実施中に上記要件を担保できる見込みがなかったため、平成13年3月21日から28日にかけてフェーズ2の実施についてフィリピン側と協議を行った。

2 調査の目的

I/A、M/M (Minutes of Meeting) 案に従い、「フィリピン国有害産業廃棄物対策計画調査 (フェーズ2) 」の調査内容等についての協議を行う。フィリピン側はNRDC (Natural Resources Development Corporation) をフェーズ2のF/Sの対象となる有害産業廃棄物処理の

モデル事業の実施主体とし、円借款を利用しての事業展開を想定しているが、現地での協議では特にこの点の意向を確認する。

3 団員構成

- | | | |
|------------|-------|--------------------------|
| (1) 団長・総括 | 渡辺 泰介 | JICA 鉱工業開発調査部工業開発調査課課長代理 |
| (2) 技術協力行政 | 山浦 崇 | 経済産業省技術協力課 |
| (3) 調査企画 | 田村えり子 | JICA 鉱工業開発調査部工業開発調査課 |

4 派遣期間

平成13年3月21日(水)～平成13年3月28日(水)

5 日程

3月21日(水)	(東京) EMB局長との打ち合わせ 東京発(18:10)(NW027) マニラ着(22:00)
22日(木)	JICA 事務所との打ち合わせ 日本大使館表敬 JBIC 事務所訪問 EMB REGION OFFICE 訪問
23日(金)	DENR 長官代行表敬 EMBとの協議 日本人商工会議所における説明会参加
24日(土)	マニラ発(9:30)(JL746) (14:30)東京着 資料整理
25日(日)	資料整理
26日(月)	EMB との協議 NEDA訪問 BOI訪問
27日(火)	I/A、M/M署名 NRDC訪問 JICA事務所への報告
28日(水)	マニラ発(14:45)(JL742) (19:45)東京着

DENR (Department of Environment and Natural Resources)

EMB (Environmental Management Bureau)

NEDA (National Economic and Development Authority)

BOI (Board of Investments, Department of Trade and Industry (DTI))

NRDC (Natural Resources Development Corporation)

第2章 調査結果

1 実施細則 (I/A) について

調査団と DENR-EMB (Department of Environment and Natural Resources, Environmental Management Bureau)との間で I/A について協議を実施し、フェーズ2の調査内容の合意に至った。

しかし1月の政権交代以降 DENR の長官が未だ正式に任命されていなかったため、新長官の決定後、再度モデル事業の実施主体、施設整備のサイトのプライオリティを確認する書面を5月30日までに JICA フィリピン事務所長に提出してもらい、そのうえで事務所長と EMB 局長によって I/A、M/M への署名を行うこととした。本件調査団滞在中は、右の旨記した M/M のみ署名した。

なお、調査団の帰国後、3月末に Mr. Heherson Alvarez が新長官に決定された。新長官より、フェーズ2を優先度の高いプロジェクトとして位置づけ、また、NRDC (Natural Resources Development Corporation) をモデル事業の実施主体とする旨の書面が JICA フィリピン事務所に提出され、5月31日付で I/A、M/M の署名が行われた。

DENR-EMB との間で合意したフェーズ2本格調査の概要は以下の通り。

フィリピン国有害産業廃棄物対策計画調査 (フェーズ2) の概要

1. 調査の目的

1. 「比」国への投資環境を整備し、健全な工業の発展を支援するため、フェーズ1の結果に基づき、「比」国の提示する事業主体が行う有害産業廃棄物処理モデル事業の F/S 調査を行う。
2. 調査の実施を通じ、知識、技術の移転により DENR-EMB の有害産業廃棄物管理のキャパシティビルディングを行う。

2. 調査の概要

1. 調査地域

マニラ首都圏及び CALABARZON* 地区

* CALABARZON は、マニラ近郊のカピテ (CAvite)、ラグナ (LAGuna)、バタンガス (BATangas)、リサル (Rizal)、ケソン (QueZON) の5州の総称。

2. 調査項目

(1) 基礎調査の実施

1) モデル事業の前提の確認

- ・事業の実施主体
- ・事業の実施場所
- ・事業の必要性
- ・必要な許可等

2) プロジェクトサイトの現況調査 (ユーティリティーを含む)

3) 経済条件及び支払い意思

- ・市中金利、経済成長率、インフレ率
- ・市中での資金獲得の場合の条件
- ・予定する顧客の処理料金に関する支払い意思

- 4) 事業実施主体の現況調査
 - ・事業実績
 - ・組織機構
 - ・人員体制
 - ・財務状況

- (2) 有害産業廃棄物管理のキャパシティビルディング
 - 1) 技術基準(埋め立て処分、処理・保管施設等)
 - 2) レジストレーションの拡大と既存データの更新
 - 3) Region 、 、NCR (National Capital Region) Office における、ハードウェアと EMB 本部とのネットワーク化も含むデータベース・システムの確立
 - 4) EMB 職員及び地方政府職員に対する、データベース管理、有害産業廃棄物発生源及び処理施設等のモニタリング・監視等にかかる研修の実施

- (3) 事業の実施体制
 - 1) 施設の運営主体(設立支援を含む)
 - 2) 資金調達計画
 - 3) 目標処理量及び対象顧客
 - 4) マーケティング計画
 - 5) 料金設定
 - 6) 事業収支計画

- (4) 処理施設の基本設計
 - 1) 設計条件の設定(Clean Air Act 法による制限、アクセス道路等必要なインフラストラクチャーの整備も含む)
 - 2) 技術システムの選択
 - 3) プロセスと物質フロー
 - 4) 施設基本設計
 - 5) 建設費用の積算(liability fund を含む)

- (5) 運転計画
 - 1) 顧客との契約
 - 2) 保管、運搬時の管理システム
 - 3) 各処理プロセスごとの使用原材料、ユーティリティー
 - 4) 機材
 - 5) 運転管理計画
 - 6) 組織・体制
 - 7) 運転の委託管理
 - 8) 運転・管理費用
 - 9) 運転マニュアルの整備

- (6) 経済・財務分析
 - 1) 財務分析
 - 2) 経済分析
 - 3) 事業リスク分析

- (7) 環境影響調査及び社会調査
「比」国側が実施する EIA (Environment Impact Assessment) を支援する

- (8) 実施計画の策定

- | |
|--|
| 1) 契約の準備、手続きの確認
2) 工事の管理
3) 関連計画（過渡期の対応方針、訓練等） |
|--|

2 I/A 協議における主要論点

(1) モデル事業の実施主体

長官代行、EMB 局長等より NRDC が第一候補であるとの発言を得た。正式には新長官による最終決定を仰ぐ旨 EMB の了解を得た。

(2) 施設整備のサイト

フェーズ1 調査の結果を踏まえ、3カ所が候補にあがっている。EMB は3カ所について同時並行的に社会調査もあわせたプレ F/S の実施及びプレ F/S 実施後のサイト決定を希望したが、第1 優先順位のサイトから F/S 調査を行っていくことで合意した。また、調査サイトについても優先順位と共に新長官決定後事務所に書面で連絡してもらうこととした。

フェーズ2 調査の開始前に EMB が独自に候補地3カ所において Social Marketing（候補地付近の自治体に通知するのみ）を行う予定。

(3) キャパシティビルディング

EMB の Region 、 、NCR (National Capital Region) Office におけるハードウェア供与、ネットワークングも含め、有害産業廃棄物発生源データベースを拡充する。

EMB Region Office、LGU(Local Government Unit)に対し全国数カ所で研修を行う。

(4) ステアリングコミッティ

EMB は不要であるとコメントしたが、本件調査団より広報の場としての役割もありフェーズ2でも引き続き設置したいと申し入れ、了解を得た。

(5) 中期投資計画の見直し

現在フィリピン政府は財政再建をはかっており、中期投資計画の見直しを各政府機関に求めることにより、政府支出を抑制しようとしている。NEDA によると円借款を申請する場合、当該案件が中期投資計画の中で高い優先順位を付されていることが最低条件となっている。この点について、DENR 長官代行、EMB 局長に対して伝えたところ、本件にプライオリティをおく旨回答があった。

3 関係機関との討議

関係機関に対して本格調査の概要を説明するとともに、情報収集と本格調査への協力依頼を行った。

(1) DENR-EMB アバヤ局長

日時：3/21(水) 12:00～14:00(外務省の招聘により3/19～26の日程で来日しており、来日中に打ち合わせをする機会を設けた)

内容：当方の準備した I/A、M/M 案をもとに、フェーズ2の内容について協議した。今回

のフィリピン側との協議ではフェーズ 2 の内容を確認するものの、I/A、M/M への署名は行わず、DENR 新長官が正式に決定した後、改めて有害産業廃棄物処理事業の事業主体及び施設の建設サイトについて新長官より書面を提出してもらったうえで、EMB 局長と JICA フィリピン事務所長の間で I/A、M/M の署名を行うことで合意した。

先方発言要旨：

事業主体については NRDC を第一候補とすべきであり、新長官にも NRDC が最適である旨推薦する。NRDC は 2 年前に倒産しているが現在は立ち直っている。NDC (National Development Company) は DTI (Department of Trade and Industry) の監督下であり、コミュニケーションの面を考えても NRDC を強く推薦したい。
外資系との合弁により設立する予定である運営会社については、日本企業の参画が望ましい。

(2) JICA フィリピン事務所

日時：3/22 (木) 8:00 ~ 9:00

内容：フェーズ 2 の内容についての事務所のコメントは次のとおり。

現在アロヨ政権は、各省庁に NEDA を通じ中期投資計画 (Public Investment Plan) の見直しを求めている。見直しには既に承認した案件も含まれている。JBIC の融資を申請する場合、中期投資計画に高いプライオリティで記載されていることが条件となる可能性がある。また、NEDA は EMB が直接融資を受けるものと誤解する可能性があるため留意が必要である。

フィリピン側は処理施設の整備のために必要な資金の手配、手続き書類の準備等 JICA の開発調査がどこまで行うものなのか理解していないことが多い。必要な許認可のタイミング、住民対策費用も含めたコスト等具体的に示しておかなければならない。JBIC の事業で EIA に必要な経費が賄えないため中断している事業もある。なお、EIA のために資金を積み立てる制度 (Environment Guarantee Fund) もあるので、確認して欲しい。

処理事業の実施にあたり、例えば有害産業廃棄物の受入を判断するための分析技術の移転等のキャパシティビルディングが不可欠である。フェーズ 2 の調査でカバーできなくても他の技術協力案件を形成できるよう情報を教えて欲しい。

(3) JBIC マニラ駐在員事務所

日時：3/22 (木) 9:30 ~ 10:00

内容：フェーズ 2 の内容について説明した。

先方発言要旨：

フェーズ 1 調査団より調査内容について説明を受けたが、提案されている運営会社への特命随意契約は難しいと思われる。施設は経済的、効率的に運営されるべきであり、特命随意契約で企業を関与させるのは好ましくない。

政権交代後、フィリピン政府は中期投資計画の見直しを実施中であるが、新規融資案件はこの見直し後の計画に記載されていることが必要になるだろう。財務省は ODA も見直し対象であると位置づけている。F/S を実施するのであれば、次のステップにつなげたい気持ちはあるが、NRDC が必要な予算を予算を確保できるか疑問である。

JBIC内で民間との役割分担について問題意識が取り上げられている。一般廃棄物ならともかく、産業廃棄物事業は民間で行うべきではないかという意見がある。経済収益率が20%以上になるのであれば民間で整備すべきという結論になろう。また、EIAはしっかり行って欲しい。

NRDC関連では森林関連で1件事業があるが、3年間返済期間を延長したところ。これから開始する案件は2件あり、うち1件はマニラ首都圏の大気汚染にかかるpolicy baseのlendingである。NRDCの事業実施能力に対する評価は高くない。なお、フィリピンで最も実施能力があると思われるのは公共事業省であり、30件を実施中である。DTIでの実施案件はなく、PEZAでは1件（工業団地4カ所に対する産業廃棄物の埋め立て処理施設整備を含む）行っている。

（４）日本大使館

日時：3/22（木）11:00～12:00

内容：フェーズ2の内容について説明した。

先方発言要旨：

5月14日の選挙実施後、知事、市長にサイトの確保について確認が必要である。またDENR長官から、NEDA、大統領府に事業主体とサイトについて話をしておいてもらいたい。ファイナンスについては、早期にNEDAにプロポーザルを提出することが重要である。前政権時に比べNEDAの権限は強くなっている。

フェーズ2のステアリングコミティには、NEDAのPISグループ、インフラグループの両方から参加してもらってはどうか（フェーズ1のステアリングコミティにはNEDAは一度も参加していない）。フェーズ2にはもっとDENR長官を引き込むべきである。

（５）EMB Region Office

日時：3/22（木）14:00～15:00

内容：Region Officeの役割、活動状況を聴取した。

先方発言要旨：

EMB Region OfficeはDENRのRegion Officeの一部であり、40名が在籍している。そのうち有害廃棄物の担当は2～3名である（専任ではない）。

データベース管理、有害産業廃棄物の分析（現在は化学的分析の1コースを実施しているのみ）、モニタリングの分野でキャパシティビルディングのニーズがある。

現在有害廃棄物の分析については、EMB本部の施設を借りて化学的分析を行っている。重金属等は機材がないので行っていない。その他、インベントリーの作成、有害廃棄物の発生源の調査（発生源として登録しているか否かのチェック等）を行っており、結果をEMB本部に報告している。有害廃棄物発生源の登録は受け付けてEMB本部に送付する。なお、小規模事業所を除き、900工場が発生源としての登録を行っている。工場の調査は年1回行うことになっており、場合によっては操業停止命令、改善命令をだしたり、罰金（5,000ペソ/日）を科すこともある。

各工場には公害防止責任者（PCO: Pollution Control Officer）がおり、Region OfficeによりPCOに民間団体（PCAPI: The Pollution Control Association of the Philippines）の協力で研修を行っている。

ECCの申請、審査、発行もRegion Officeの役割であり、今年度だけで732のECCを発行

した。ECC、EIAのデータベースがあるが、ECCについては場所、工場名、業種を記録してあるのみである。

(6) DENR 長官代行

日時：3/23 (金) 8:00 ~ 8:30

内容：フェーズ1のサマリーを説明し、フェーズ2への協力を求めた。I/A、M/Mの署名は正式に新長官が決定した後に行う旨了承を得た。

先方発言要旨：

処理モデル事業の事業主体についてはDENRの傘下であり、管理しやすいNRDCを勧める。現在EMBの抱える問題としては、Clean Air Act , Solid Management Act等の法案が成立したにも関わらず、予算不足、スタッフの人数不足により実施に支障を来している点がある。

これまでJICAからGreen Sectorの支援は得ているが、Brown Sectorの支援は行われていないため、今後も協力を期待したい。NRDCの事業計画の中でも本件はトッププライオリティに位置づけたい。

(7) DENR-EMB

日時：3/23 (金) 9:00 ~ 12:00、3/26 (月) 9:50 ~ 12:00

内容：フェーズ2のI/A、M/Mにかかる協議を行った。

先方発言要旨：

施設整備サイトの候補地のうち2カ所を訪問したが、自分は第一候補地が最適と考えている。しかし、社会的問題もあるので、プレF/Sとして3カ所同時平行的に調査を行って欲しい。(山田専門家からもJICAが優先順位をつけて順番に1カ所ずつ調査を行った場合、各候補地周辺住民からそれぞれJICAにクレームがつく可能性があるとの発言があった。以前MMDA(Metropolitan Manila Development Authority)で同様の調査を行った際、問題が発生したとの由)。これに対し、当方より候補地はフィリピン側が示すものでJICA調査としては、まず第一候補地について調査を行い、問題があれば第二候補地を調査することを主張し合意した。

フェーズ2の円滑な実施のために事前に、social marketing (付近の自治体に調査を実施する旨通知する) をEMBが実施する。

キャパシティビルディングのための研修はregion office、LGUスタッフ30名程度を対象に2日程度で、国内の5カ所で行いたい。EMB職員その他、調査団にも講師を依頼したい。(本件調査団がDENR新長官が正式に決定した後、I/Aに署名したい旨伝えたことに対し)誰が長官になってもEMBが本件調査のカウンターパートであることにかわりはなく、調査を実施するのはEMBであるため、今回の滞在中に署名してはどうか(結局本件調査団の主張通り新長官決定後の署名とすることで合意)。

データベースの拡充については、現在EMB本部に作成されたデータベースをRegion、NCR officeに移転しネットワークで接続したい。データの入力をregion officeで行っても本部で情報をチェックできるようなしくみにしたい。region officeに対しては研修も行いたい。

地方での研修の実施にあたり、プレゼンテーション用のノートブックパソコン、プロジェクターを供与して欲しい(本件調査団はこれを了承した)。

(8) 日系企業に対する説明会 (フェーズ 1 調査団主催)

日時 : 3/23 (金) 16:00 ~ 17:30

内容 : フェーズ 1 の調査結果にかかる説明会 (参加者 : 日系企業駐在員約 70 名) に参加し、モデル事業への日系企業の協力を求めた。

質疑応答 :

Q. オフサイトでの要処理量は 14 万トンであり、本モデル施設で処理できるのは 3 万トンとあるが、これで十分なのか？また排出量の何割が日系企業なのか？

A. 今回はあくまでモデル施設なので 3 万トンに設定している。排出量は有害廃棄物の発生源として登録している企業のみを対象に計測しており、正確さは限られるが日本の排出量は、4 ~ 5 割程度と思われる。

Q. 処理料金はどの位になるのか？\$ 100 / トンを超えると企業は払いたがらないのではないのか？また、料金が高額になるのは Clean Air Act によるものと思われるが、まずこの法律をなんとかすべきではないのか？

A. 処理料金の世界的な平均額は \$ 200 ~ 300 / トンであり、日本の処理料金は安すぎる。本件については \$ 300 を超えないよう設定したい。料金はさらに F/S の段階で精査したい。Clean Air Act の規制は厳しいが、実質的に焼却できることが重要。

(9) NEDA

日時 : 3/26 (月) 14:00 ~ 15:00

内容 : フェーズ 1 のサマリー及びフェーズ 2 にて F/S を実施する旨説明し、円借款の要請に必要な要件を聴取した。

先方発言要旨 :

本件は民間ベースで整備すべきではないのか。なぜ政府の支援が必要なのか理由を明確にして欲しい。2 年前にドイツの協力により、廃油のリサイクル / 再利用の調査を行っている。DOE (Department of Energy) が廃油の処理 (再利用 / リサイクル) 施設整備の F/S について似たようなプロジェクトを要請してきているので、確認して欲しい (これについて本件調査団より、廃油についてはある程度収益が見込めるため民間の処理業者がいるが、他の有害産業廃棄物処理は、事業を行うにも利益をあげるのが難しく、多額の初期投資も必要となるため、政府の関与が必要である旨説明した)。

円借款の要請をあげるためには、少なくとも中期投資計画の中で本件プロジェクトが高いプライオリティで位置づけられているべきである。DENR からはすでにプロジェクトリストが提出されているが、本件プロジェクトは含まれていない。また、円借款の要請書には、プロジェクトの正当化のための理由付け、政府資金の必要性、プロジェクトの必要性が明記されていなければならない。その後、NEDA で investment coordination committee につけ、妥当と認められれば日本政府への申請を行うことになる。現在政府予算が非常にタイトであるため、民間資本で整備すべき、との理由により却下する可能性もある。

中期投資計画については今年の半ばまでかけて見直しを行い、最終案をまとめたい。なお、この中期投資計画はローリング・プランであり、年 2 回程度見直しをおこなう。

円借款の返済期間はどのくらいか？ (通常 25 ~ 34 年位と回答)。なお、NEDA は各政府機関の計画するプロジェクトのプライオリティを監視しているが、DBM (Department of

Budget and Management) が借款のシーリングを設けている。

本件調査のステアリングコミッティにはこれまで参加していないが、ステアリングコミッティは通常secretaryレベルで開催されるべきものであり、少なくともdirectorレベルで実施すべきものと考えているからである。本件については民間セクターもステアリングコミッティに招聘してはどうか。PRIMEプロジェクトでは民間セクターも巻き込んでおり、政府機関と民間セクターの間でよい協力関係を気づきあげているので、EMBも参考にしたい。

(1 0) NRDC

日時：3/27 (火) 16:20 ~ 17:30

内容： フェーズ1 調査の状況を簡単に説明し、NRDC の組織体制、現在の活動状況を聴取した。

先方発言要旨：

NRDC本部には85名が勤務している。Special Projects Division には8～9名が在席。

NRDCはEO(Executive Order) 192によって役割が定められている。自社事業による収益によって運営しており、予算がNRDCからくるのではない。NRDCが直接国会に補助金を申請し、資金を得ることもある(減多にない模様)。入札は建設プロジェクトについて行ったことがあるのみ。海外ドナーとプロジェクトを実施した経験はない。DENRの長官が前任のセリエス氏だったころは役員会を月1回程度の頻度で開催していた。役員会は関係省庁のSecretaryレベルで構成されているが、代理出席が多い。事業の実施については実質的には会長であるDENRの長官によって決定されるが、役員会の承認が必要である。今日の打ち合わせについても役員会で報告する。

4 今後の予定

本部でコンサルタント選定手続きを進め、本格調査期間は、2001年9月～2002年7月を予定している。

5 その他

- (1) 本格調査開始後できるだけ早い段階で、DENR 新長官に対し、これまでの経緯、フェーズ2にて調査を行う内容等十分に説明し、理解を得る必要がある。
- (2) 調査では EIA の書類を準備するだけであり、実際の EIA 事業主体によって実施され、EIA の実施は JBIC の融資の要件にもなっている点、施設整備の入札は JBIC ではなくフィリピン側が行う点、事業運営会社の設立 / 出資構成は JICA ではなくフィリピン側が決める点を説明し、了解を得た。事業の実現化にあたり、フィリピン側、日本側 (JICA、JBIC) の役割分担・必要な手続き、フィリピン側で確保すべき費用について EMB に詳しく説明しておく必要がある。